

## ○一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例

平成6年12月21日

条例第21号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、一茶双樹記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市は、文化財の保全及び文化の振興を図るとともに、市民の福祉の増進に資するため、一茶双樹記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第3条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一茶双樹記念館	流山市流山6丁目670番地の1

## (事業)

第4条 記念館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 小林一茶及び秋元双樹に関する資料の収集、保存及び公開に関すること。
- (2) 文化、産業等に関する資料の収集、保存及び公開に関すること。
- (3) 茶道、俳句その他の文化の振興のための利用に関すること。
- (4) その他流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業（指定管理者による管理）

第5条 市は、記念館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念館の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第4条各号に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 第9条に規定する観覧料の収受に関すること。
- (4) 第10条に規定する観覧料の減免に関すること。
- (5) 第11条に規定する観覧料の還付に関すること。
- (6) 第12条に規定する入館の制限に関すること。
- (7) 第13条に規定する使用の許可に関すること。
- (8) 第14条に規定する使用の制限に関すること。
- (9) 第15条に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- (10) 第17条に規定する利用料の収受に関すること。
- (11) 第18条に規定する利用料の減免に関すること。
- (12) 第19条に規定する利用料の還付に関すること。

## (観覧時間及び使用時間)

第7条 記念館の観覧時間及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 観覧時間 午前9時から午後4時50分まで

(2) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第8条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日を休館日とする。

(観覧料)

第9条 記念館に展示されている資料等を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、入館の際、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める額（同表に定めるところにより算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、観覧料を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の還付)

第11条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧者の責めによらない理由により、観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 記念館の施設、展示資料等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他記念館の管理上支障があるとき。

(使用の許可)

第13条 記念館の施設のうち、一茶庵及び双樹亭（以下「一茶庵等」という。）については、指定管理者の許可を受けて使用することができる。

2 指定管理者は、前項に規定する許可をする場合において、記念館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第14条 指定管理者は、一茶庵等を使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 記念館の設置の目的に反するとき。

(3) 記念館の施設、展示資料等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他記念館の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他記念館の管理上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第16条 一茶庵等の使用については使用者は、同一施設を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき又は記念館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第17条 使用者は、別表第2に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 使用者は、第13条の規定による使用の許可を受けた時から一茶庵等を使用する時まで、前項に規定する利用料を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用を許可したときは、この限りでない。
- 4 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の減免)

第18条 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第19条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 指定管理者が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- (3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(目的外使用等の禁止)

第20条 使用者は、許可を受けた目的以外に一茶庵等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復義務)

第21条 使用者は、一茶庵等の使用を終了したとき（第15条の規定により取り消し、又は禁止されたときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失により記念館の施設、展示資料等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第2号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月26日条例第6号）  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第29号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第24号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行日前に（中略）第4条の規定による改正前の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により受けた使用の許可（中略）であって、施行日以後の使用又は入所に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）
- 1 2 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例第9条第2項及び別表第1の規定は、施行日以後の観覧に係る同日以後に納付される観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料及び同日以後の観覧に係る同日前に納付される観覧料については、なお従前の例による。
- 1 3 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例第17条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の記念館の施設の使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の記念館の施設の使用に係る利用料及び同日以後の記念館の施設の使用に係る同日前に納付される利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月19日条例第3号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
（一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）
- 2 3 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例（次項及び第25項において「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、施行日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 2 4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の一茶庵等の使用に係る利用料について適用し、同日前の一茶庵等の使用に係る利用料については、なお従前の例による。
- 2 5 施行日以後の一茶庵等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料は、改正後の条例に規定する利用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納

入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から一茶庵等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

別表第1（第9条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	110.00円	88.00円
小学生及び中学生	55.00円	44.00円

別表第2（第17条関係）

使用区分		使用時間		夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
		午前	午後				
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
一茶庵	平日（土曜日を除く。）	1,650円	2,200円	3,300円	3,850円	5,500円	7,150円
	土曜日、日曜日等	2,200円	2,750円	3,850円	4,950円	6,600円	8,800円
双樹亭	平日（土曜日を除く。）	1,650円	2,200円	3,300円	3,850円	5,500円	7,150円
	土曜日、日曜日等	2,200円	2,750円	3,850円	4,950円	6,600円	8,800円

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料は、超過又は繰上時間30分につき規定利用料に100分の20を乗じて得た額を、規定利用料に加えた額とする。
- 2 流山市民以外の者が使用する場合の利用料は、規定利用料に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、前項に該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 双樹亭の利用料については、座敷に限るものとする。